

採決の賛否も公開  
議会基本条例案  
市民の意見募集  
県議会

県議会の県政改革特別  
委員会(高比良元委員長)  
は3日、議会活性化のた  
めの原則や理念を定めた  
議会基本条例案を公表し  
た。20日までパブリック  
コメントを募集し2月定  
例会に提案する予定。

議会基本条例は全国の  
地方議会で制定の動きが  
広がっている。県議会の  
条例案は9章26条。本会  
議の議案採決の賛否を真

議会ホームページ(HP)などで公開するほか、県  
の政策を業案段階で議会  
に説明するよう求めてい  
る点などが特色だとい  
う。県民に情報を発信す  
る委員会の設置や、執行  
部側が議員に逆質問でき  
る反問権も盛り込んだ。  
通年議会導入も論議さ  
れてきたが、案では二年  
間を通して適切に会議を  
開く」との表現にとどま  
った。高比良委員長は議  
会改革を進めるバネにし  
たいと話した。条例案  
は県議会HPや県庁、振  
興局で閲覧できる。

7/4 朝日

### HPで議員の賛否公表

### 将来は本会議を一年中

### 知事が議員に反問OK

## 県議会基本条例案 意見募る

県議会は、議会や議員の根  
本的な役割を位置づける「議  
会基本条例」の制定に向け、県  
民からの意見募集を始めた。  
条例案には、採決にあたって  
各議員の賛否を公表したり、  
広報に関する委員会を作った  
りして県議会の情報公開を進  
める規定を盛り込んでいる。  
議会基本条例はすでに16道  
府県で施行されている。条例

案は9章26条からなり、本会  
議での各議員の賛否の結果  
を、県議会のホームページな  
どで公表するほか、県政課題  
や県議会の活動を説明する委  
員会を作り、県民が県議会で  
の議論を検証できるようにす  
る、としている。  
年間を通して本会議を開く  
「通年議会」も視野に入れ  
る。現在は議員からの質問に

対する答弁だけをしている知  
事が、逆に議員へ質問する  
「反問権」も認め、活発な議  
論を狙うという。  
条例案は県議会のホームペ  
ージ(<http://www.pref.nagasaki.jp/gikai/public/>)で公開している。県庁  
や県議会、各振興局でも閲覧  
できる。意見は今年20日まで  
に郵便やファクス、メールで  
送る。問い合わせは県議事  
務局(095・894・336  
34)。(渡辺洋介)